



## 印刷製本契約書

- |   |       |  |               |   |
|---|-------|--|---------------|---|
| 1 | 品名    | 生涯学習情報誌「ときめき」印刷製本                        |               |   |
| 2 | 数量    | 54,000部（各号6,000部ずつ）                      |               |   |
| 3 | 契約金額  | 金  | 円             |   |
|   |       | うち取引に係る消費税及び地方消費税額                       | 金             | 円 |
| 4 | 契約保証金 | 免除                                       |               |   |
| 5 | 納入期限  | 第87号                                     | 平成30年10月10日限り |   |
|   |       | 第88号                                     | 平成31年2月10日限り  |   |
|   |       | 第89号                                     | 平成31年6月10日限り  |   |
|   |       | 第90号                                     | 平成31年10月10日限り |   |
|   |       | 第91号                                     | 平成32年2月10日限り  |   |
|   |       | 第92号                                     | 平成32年6月10日限り  |   |
|   |       | 第93号                                     | 平成32年10月10日限り |   |
|   |       | 第94号                                     | 平成33年2月10日限り  |   |
|   |       | 第95号                                     | 平成33年6月10日限り  |   |
| 6 | 納入場所  | 千葉県東金市東岩崎1番地1<br>東金市教育委員会教育部生涯学習課文化学習振興係 |               |   |
| 7 | 仕様    | 別紙仕様書のとおり                                |               |   |

東金市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、印刷製本について次のとおり契約を締結する。

（誠実な履行）

第1条 発注者及び受注者双方は、以下に定める条項を誠実に履行するものとする。

（印刷物の納入）

第2条 受注者は、発注者が引き渡した原稿受領後、納入期限内に印刷製本物を納入するものとする。

（納入検査等）

第3条 発注者は、印刷製本物の納入があったときは、直ちに受注者の指定する者の立会いのもとにこれを検査するものとする。

2 前項の検査の結果、不良品があるときは、受注者は、直ちに不良品を修補し、又はこれに代えて新たに印刷製本をし、改めて発注者の検査を受けるものとする。

3 印刷製本物の所有権は、前2項の検査に合格したときに発注者に移転するものとする。  
(履行遅滞の場合における延滞金)

第4条 受注者の責めに帰する理由により納入期限までに印刷製本物を納入することができない場合において、納入期限後に納入する見込みがあると認めるときは、発注者は延滞金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、契約金に対して延長日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合を乗じて計算した金額とする。

3 発注者の責めに帰する理由により第7条の規定による契約金の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して、基準率の割合で遅滞利息の支払を請求することができる。

(天災等による印刷物納入の遅延)

第5条 天災地変その他やむを得ない事由によって納入期限までに納入ができないときは、受注者はその旨を発注者に申し出なければならない。

(解除等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金の1/10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(契約金額の請求等)

第7条 受注者は、第3条の検査の結果合格し印刷製本物を納入した後、発注者に対して契約金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は前項の支払請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。

3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく消費税及び地方消費税の額を加減して支払

うものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第8条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における支払いの限度額(以下「支払限度額」という)は次のとおりとする。

|        |   |
|--------|---|
| 平成30年度 | 円 |
| 平成31年度 | 円 |
| 平成32年度 | 円 |
| 平成33年度 | 円 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

|        |   |
|--------|---|
| 平成30年度 | 円 |
| 平成31年度 | 円 |
| 平成32年度 | 円 |
| 平成33年度 | 円 |

3 発注者は、予算の都合による等必要あるときは、第1項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(秘密の保持等)

第9条 受注者は、受託した業務の処理上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品(受託した業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

3 受注者は、この契約により受託した業務に係る個人情報の取扱いに当たっては、別記「個人情報の取扱いに関する遵守事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この契約の条項について疑義を生じたとき及びこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、その都度決定するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成30年 月 日

発注者 千葉県東金市東岩崎1番地1  
東金市  
東金市長 鹿間 陸郎

受注者